

日程第 2 議案第 4 4 号

熊谷市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市立図書館条例施行規則(平成 1 7 年教育委員会規則第 4 3 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「はかり」を「諮り」に改め、同条第
2 号アを次のように改める。

ア 日曜日

第 2 条第 2 号アの次に次のように加える。

イ 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日

第 3 条第 2 号中「午後 9 時」を「午後 8 時」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

熊谷市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

熊谷市立図書館条例施行規則（平成17年10月1日教育委員会規則第43号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（休館日）</p> <p>第2条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長は、特別の事情があるときは、教育委員会に<u>諮り</u>、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 熊谷図書館熊谷駅前分室 <u>ア 日曜日</u> <u>イ 12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>（休館日）</p> <p>第2条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長は、特別の事情があるときは、教育委員会に<u>はかり</u>、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 熊谷図書館熊谷駅前分室 <u>ア 1月1日から1月3日までの日</u></p> <p>(3) (略)</p>
<p>（利用時間）</p> <p>第3条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 熊谷図書館熊谷駅前分室 午後1時から<u>午後8時まで</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（利用時間）</p> <p>第3条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 熊谷図書館熊谷駅前分室 午後1時から<u>午後9時まで</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>